平成２４年（フ）第４９号
宮城県柴田郡大河原町字高砂町15番地４
破産者　赤間　文昭
１　決定年月日　平成24年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第８７１号
神奈川県厚木市恩名２丁目14番23―509号
破産者　高橋　康夫
１　決定年月日　平成24年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２２号
神奈川県厚木市恩名１丁目７番77―806号
破産者　高橋加代子
１　決定年月日　平成24年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１１２号
神奈川県秦野市今川町１番２号　大秦ハイツ502号、破産手続開始決定時の住所神奈川県秦野市曽屋6030番地の４
破産者　丹野　正明
１　決定年月日　平成24年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３２６号
神奈川県平塚市撫子原１番５号　ハウスＳ・Ｓ　Ａ棟101号
破産者　櫻田　　勇
１　決定年月日　平成24年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３２７号
神奈川県平塚市虹ケ浜21番１―206号　市営虹ケ浜住宅
破産者　櫻田貴代子
１　決定年月日　平成24年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３２４号
静岡市駿河区中田４丁目８番５―206号
破産者　野坂　　裕
１　決定年月日　平成24年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１９号
静岡県裾野市岩波６番地の５　レオパレス岩波201
破産者　小川　達也
１　決定年月日　平成24年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２１６号
静岡県磐田市海老島189番地１
破産者　古田　雅代
１　決定年月日　平成24年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２５８号
愛知県豊川市伊奈町縫殿53番地56、開始決定時の住所愛知県豊川市伊奈町新屋97番地67
破産者　大須賀房史
１　決定年月日　平成24年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１０９号
大阪府豊中市走井１丁目６番９号、破産手続開始決定時の住所奈良県大和郡山市小林町488番地11
破産者　高橋香世子
１　決定年月日　平成24年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１６１号
山口県下関市小月駅前１丁目６番11―301号スカイヒルズ小月駅前、前住所山口県萩市大字椿東2572番地
破産者　中西　仁志
１　決定年月日　平成24年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第２３４号
大分市新春日町１丁目３番52号　フレグランス聖103
破産者　大道　清美（旧姓飯田）
１　決定年月日　平成24年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１８号
大分県速見郡日出町大字大神3143番地
破産者　谷口　綾香
１　決定年月日　平成24年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

免責許可決定

平成２４年（フ）第２５１号
埼玉県本庄市宮戸332番地
破産者　松橋くに子
１　決定年月日　平成24年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２６４号
埼玉県東松山市大字松山2617番地１　岩花団地１―102
破産者　丸山　貴代
１　決定年月日　平成24年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２６７号
埼玉県本庄市日の出４丁目15番４号　エルディム田口104号室
破産者　大谷　　司
１　決定年月日　平成24年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２６９号
埼玉県深谷市東方3738番地18
破産者　髙田　英幸
１　決定年月日　平成24年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２７８号
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢1180番地１　町営漆原団地北棟104
破産者　大坂　恵子
１　決定年月日　平成24年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２８２号
埼玉県羽生市西２丁目11番６号　シティパレス羽生５―102
破産者　川田　一夫
１　決定年月日　平成24年10月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部